

## 個人情報の取扱いに係る覚書

委託者と受託者の間の令和4年4月 日付契約書（以下「本契約」という。）第17条に基づき、別途規定される個人情報の取扱いについて、次のとおり覚書を作成し、双方記名捺印の上、各自1通ずつ所持するものとする

### （基本的事項）

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約に係る委託業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利又は利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （個人情報の利用目的等）

第2条 委託者から受託者に提供する個人情報の名称、種類、利用目的等は、別表のとおりとする。

### （個人情報の授受、輸送、保管、廃棄）

第3条 委託者、受託者間における個人情報の授受は、委託者、受託者間の担当者間により、不正、不当なアクセスを防止するため、必要な措置を講じなくてはならない。また、個人情報の物理的管理においては、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対し、施錠可能な金庫等での保管、入宅室管理可能な保管室に格納する等、必要な措置を講じなくてはならない。

### （収集の制限）

第4条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （目的外利用及び提供の禁止）

第5条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を本契約の目的以外に利用又は加工し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### （個人情報の廃棄）

第6条 受託者は、業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料の廃棄指示を受けた場合については、裁断又は焼却し、電子データ等については複写や電磁記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、前項の規定によって個人情報を廃棄した場合は、速やかに委託者に対して報告するものとする。

(紛失、破損及び漏えいの防止等)

第7条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、受託者は受託者の従業員その他受託者の管理下にて業務に従事する者に対し、受託者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

(立入調査)

第8条 委託者は、個人情報の取扱いが遵守されていることを確認するため、受託者に対して立入調査を行うことができる。

別 表

	項 目	内 容
1	保有個人情報の名称	本業務において直接収集した、あるいは、委託者から提供された個人情報
2	保有個人情報の種類	本業務において直接収集した、あるいは、委託者から提供された個人情報の種類
3	提供先における利用目的	札幌市教育委員会ならびに管下の各園、各学校において、児童生徒等の支援等のために利用する
4	利用する業務の根拠法令	個人情報保護に関する法令及び条例等
5	利用する記録範囲	札幌市教育委員会ならびに管下の各園、各学校
6	利用する記録項目	本業務において直接収集した、あるいは、委託者から提供された個人情報
7	利用形態等	冊子、電子処理ファイル
8	その他特記事項	特段なし

令和 4年 4月 日

委託者 札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

受託者